



# 埼玉県報

第277号  
令和4年(2022年)  
1月14日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則（産業支援課）

### 告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 令和3年10月から12月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 県営土地改良事業鴻巣・行田地区(区画整理事業)計画変更及び変更に係る計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道高速葛飾川口線の区域の変更（道路環境課）
- 権現堂公園の指定管理者の主たる事務所の所在地の変更（公園スタジアム課）

## 規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第一号

埼玉県産業技術総合センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業技術総合センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第五号）の一部を

次のように改正する。

様式第一号（一）中「あひ先」を「宛先」に改める。

様式第一号（二）中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第一号（三）及び様式第一号（四）中「あひ先」を「寄先」に改める。

様式第一号（五）中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第一号（六）及び様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改める。

様式第五号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のよ

うに改める。

㊦ ※印欄は記入しないでください。

様式第六号及び様式第七号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第八号中「あひ先」を「宛先」に改める。

### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県産業技術総合センター管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告示

### 埼玉県告示第二十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 募集種目

自衛官候補生

#### 二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

#### 三 試験種目

イ 学科試験（国語、数学、地理歴史及び公民）

ロ 作文

ハ 口述試験

ニ 適性検査

ホ 身体検査

ヘ 経歴評定

#### 四 募集期間

令和四年一月十七日（月）から同月二十七日（木）まで

#### 五 採用予定時期

令和四年三月下旬から同年四月上旬まで

#### 六 試験期日

イ 学科試験、作文及び適性検査（Web試験方式）

令和四年二月五日（土）又は同月六日（日）の任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

令和四年二月十日（木）又は同月十一日（金）の指定する日

#### 七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

埼玉県狭山市稻荷山二丁目三番地

航空自衛隊入間基地

#### 八 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)  
において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

(電話〇四八―八三一―六〇四三)

(ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>)

(電子メール [hq1-saitama@pco.mod.go.jp](mailto:hq1-saitama@pco.mod.go.jp))

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五七)

## 告 示

### 埼玉県告示第二十八号

令和三年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二十九号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第三十号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第三十一号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕



# 告 示

## 埼玉県告示第三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ八潮店

埼玉県八潮市大瀬二丁目三番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努め、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

(2) 催し物等で混雑が予想される場合や頻繁な搬入がある際には、車両及び歩行者の安全を確保するために誘導員を配置するなど、安全対策並びに交通渋滞対策に努めること。

(3) 届け出場所は、八潮市立大瀬小学校の通学路に近接しているため、登下校時間帯には、児童生徒に危険が及ぶことのないよう、また、騒音等で児童生徒が健康を害することのないよう配慮すること。

登下校時間以外においても児童が通行及び付近で遊んでいるときには、安全のため注意の声掛け等にも配慮されたい。

(4) 地元雇用への配慮、地域イベントへの参加、八潮市商工会への加入、市の観光への協力等、地域社会への貢献に努めていただきたい。

### 二 縦覧期間

令和四年一月十四日から令和四年二月十四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 告示

## 埼玉県告示第三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 意見の概要

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友小手指店

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十五番地三十六号

#### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。

(2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。

(3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。

(4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。

(5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていたください。

(6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

### 二 縦覧期間

令和四年一月十四日から令和四年二月十四日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業鴻巣・行田地区（区画整理事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該変更に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 縦覧期間

令和四年一月十七日から令和四年二月十五日まで

### 二 縦覧場所

鴻巣市役所

行田市役所

# 告 示

## 埼玉県告示第三十五号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県

### 二 作業種類

公共測量（MMS測量）

### 三 作業地域

秩父市外（県管理道路）

### 四 作業期間

令和四年一月二十一日から令和四年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第三十六号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

川口市

#### 二 作業種類

公共測量（令和三年度 道路台帳等補正測量業務委託 公共基準点復旧測量）

#### 三 作業地域

埼玉県川口市全域の一部 地内

#### 四 作業期間

令和四年一月四日から令和四年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三十七号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により公示する。

その関係図面は、令和四年一月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高速葛飾川口線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>川口市大字新井宿五〇九番一地先から同市大字赤山一一一四番一地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>二四二・三七 ） 三九・九五</p>	<p>一四七・二七 ） 三九・九五</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八九・一九</p>		<p>延長 (メートル)</p>

## 告 示

### 埼玉県告示第三十八号

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）第二十四条第二項の規定により、権現堂公園の指定管理者である特定非営利活動法人幸手権現堂桜堤保存会の主たる事務所の所在地の変更の届出があつたので、次のとおり告示する。

令和四年一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 変更後の指定管理者の主たる事務所の所在地

埼玉県幸手市大字千塚千四百八十三番地

二 変更の年月日

令和三年十一月三十日